

# 奨学金の返還を助成します！

## 伯耆町奨学金返還支援助成事業

伯耆町では、若者の人材確保及び町への定住を促進するため、人材不足が著しい鳥取県内の対象業種に就職した方の奨学金の返還の一部を助成します。

助成を受けるには、**就職前に「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」(県助成金)**の認定を受ける必要があります。



### 応募要件

次の①～⑤全てに該当する方

- ① 県助成金の交付決定を受けている
- ② 前年度奨学金の返還がある
- ③ 鳥取県内の対象業種に正規雇用で就職し、今年度就職9年度目以内である
- ④ 伯耆町に住所がある
- ⑤ 町税の滞納がない

### 対象業種

- ① 製造業
- ② 情報通信業
- ③ 薬剤師の職域
- ④ 建設業
- ⑤ 建設コンサルタント業
- ⑥ 旅館・ホテル業
- ⑦ 民間の保育士・幼稚園教諭の職域
- ⑧ 農林水産業(法人等又は農林水産業協同組合)

令和5年度に県助成金を交付される方の申請期限

令和5年7月31日(月)

### その他

※ 助成金額・期間等、詳しくは伯耆町ホームページをご覧ください。

町ホームページ



問い合わせ先 企画課 経営企画室 TEL 0859-68-4212

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当などを受給している皆様へ 4月分以降の手当額の変更

児童扶養手当などの各種手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられています。令和4年平均の全国消費者物価指数が前年比プラス2.5%と公表されたことに伴い、令和5年4月から手当額が2.5%引き上げられます。

手当の名称		令和5年3月分まで	令和5年4月分から
児童扶養手当	全額支給		
	基本額	43,070円	44,140円
	第2子加算	10,170円	10,420円
	第3子以降加算	6,100円	6,250円
一部支給	基本額	43,060円～10,160円	44,130円～10,410円
	第2子加算	10,160円～5,090円	10,410円～5,210円
	第3子以降加算	6,090円～3,050円	6,240円～3,130円
特別児童扶養手当	1級	52,400円	53,700円
	2級	34,900円	35,760円
特別障害者手当		27,300円	27,980円
障害児福祉手当		14,850円	15,220円
経過的福祉手当		14,850円	15,220円

(1ヶ月当たり)

問い合わせ先

福祉課 福祉支援室 TEL 0859-68-5534

# 高齢者はり・きゆう・マッサージ施術費の助成

高齢者の福祉向上を図るため、はり・きゆう・マッサージの施術に要する費用の一部を助成しています。

令和5年度分の受付を4月から開始します。

### 助成金額

1回につき1,000円以内

### 助成回数

年12回(月1回)以内

### 助成対象者

後期高齢者医療制度の被保険者で令和5年度(申請が4～6月は令和4年度)の住民税が非課税の方

### 助成方法

鳥取県保健鍼灸マッサージ師会加入施設で使える助成券を交付



問い合わせ先

福祉課 福祉支援室  
TEL 0859-68-5534